

# 第4期住んでよかったプロジェクト推進事業



令和8年4月から「第4期住んでよかったプロジェクト推進事業」がスタートしました。今後も、住みたくなるまち・住み続けたくなるまちを目指し、定住促進を柱としたさまざまな施策を実施していきます。

事業期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日

事業名	対象者の要件など	事業概要	備考	担当窓口
定住住宅取得等補助金	住宅の新築・購入・リフォームをした世帯内に65歳以下の者がいる人(※別途、要件あり)	・新築、新築建売購入：50万円(加算25万円) ・中古購入：20万円(加算10万円) ・リフォーム：25万円(加算15万円)	要綱改正	まちづくり課 ☎57-8501
関所つ子応援金	出生した子または児童・生徒を養育している人	出生時 10万円 小学校・中学校・高等学校入学時 各5万円	要綱改正	
高等学校等通学応援金	高等学校等に在学している生徒を養育している人	1人あたり5万円/年	新規事業	
タクシー料金助成事業	①満70歳以上または障害者手帳等を持っている人 ②満65歳以上70歳未満で世帯内に運転免許証を持っている人いないまたは運転免許証を持っている人が入院・入所している人	タクシー利用料金の1/2(月10回まで)	継続事業	
乗合タクシー事業	原則どなたでも(要事前登録) ※利用の際は電話予約が必要です	町内 300円/回、町外(荒尾市乗入便) 600円/回 ※免許返納者は返納日から6ヵ月間無料 ※小学生、障害者手帳等を持っている人 半額	継続事業	
空き店舗等活用開業支援事業	空き店舗や空き家等を活用して開業する個人または法人等	開業に伴う改修や備品購入等の経費の1/3(上限30万円) ※要事前申請	継続事業	
住民提案型事業補助金	事務所等活動の拠点が町内にあり、構成員の半数以上が在勤又は在住である5人以上の団体	まちづくりに資する公益的又は賑わいづくりに繋がると認められる事業 補助率(1年目9/10、2年目以降1/2) 補助上限(50万円)	新規事業	
マルシェ開催事業補助金	町内の住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体	6以上の者が出展かつ、うち3以上の出店者が町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体が開催する事業 補助率：10/10以内(上限20万円)	新規事業	
賃貸住宅等整備支援事業費補助金	南関町内に賃貸住宅を建設する個人及び法人(※別途、要件あり)	補助率 1/2 補助上限(1戸あたり50万円)	新規事業	
分譲宅地整備支援事業補助金	分譲宅地整備事業を行う民間事業者(※別途、要件あり)	1区画あたり40万円	新規事業	
家庭内保育世帯応援金	満4ヵ月から満6歳までの未就園の子どもを家庭内で保育している保護者	満4ヵ月～1歳未満 1万円/月 満1～6歳 5千円/月	継続事業	福祉課 ☎57-8503
保育料助成金	保育所等に在籍する子どもの保護者	納付した保育料等の1/2	継続事業	
ファミリー・サポート・センター事業	生後6ヵ月から小学生までの子どもの保護者(要事前登録)	子育てをお手伝いして欲しい人とお手伝いしている人(協力会員)との仲介を行う。 【子ども一人の1時間の利用料金】 月～金曜日 午前8時～午後5時 300円 午前6～8時、午後5～8時 350円 土曜日・日曜日・祝日 350円	継続事業	
こども医療費助成金	新生児から高校生までの子どもの保護者	医療費のうち保険診療費の自己負担分	要綱改正	健康推進課 ☎53-3298
子どもインフルエンザ予防接種助成金	生後6ヵ月から高校生までの子どもの保護者	【不活化ワクチン(皮下接種)】1回あたり上限3,000円(1人2回まで) 【生ワクチン(経鼻接種)】1回あたり上限6,000円(1人1回) ※1人1種類のワクチンのみ助成	要綱改正	
小中学校給食費補助金	町内の小中学校に就学している、または、町内在住で、町外の小中学校に就学している児童・生徒の保護者	○補助金の額 町内：無償 ・ 町外：2,000円/月(8月分は除く) ○申請方法 町内：学校を通じて別途お知らせします 町外：個別に教育委員会からお知らせします。	継続事業	教育課 ☎57-8507
家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金	新たに太陽光発電設備用蓄電池、太陽熱温水器、薪・ペレットストーブ等を購入予定の人	地球温暖化対策として家庭内に導入する機器の設置費用の1/5(上限5万円) ※要事前申請	継続事業	税務住民課 ☎57-8579
農機具等マッチング事業	①自身が保有する農機具を譲りたい町内在住の農業者 ②農機具を譲り受けたい町内在住の農業者	要件①に該当する人からの情報提供に基づいて、町がホームページなどに掲載 要件②に該当する人から譲り受けの希望が町に提出されれば、①へ取次ぎをすることで、マッチングを図る	新規事業	経済課 ☎57-8504

※補助金等の交付を受けるには、一定の要件があります。

